

障害福祉サービス等報酬における消費税引上げ対応について

<報酬本体の改定>

- 平成26年4月に消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、障害福祉サービス等報酬等においても、各サービス毎に影響する相当分について改定を行う。
- 具体的な算出に当たっては、直近データの「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等により、サービス毎の支出に占める課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当てを行う。

消費税引上げに伴う障害福祉サービス等報酬全体の平均改定率 0.69%

<報酬改定による国庫負担基準額の対応>

- 市町村に対する国庫負担基準については、報酬単価に連動して見直しを行う。

<報酬改定の方法について>

■ 基本報酬単位への上乗せ

消費税影響分を適切に手当てするため、各サービスの給付費対象費用から人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

■ 加算の取扱い

各加算については、加算内容に占める課税割合が軽微である、又はもとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新報酬単位数

$$= [[\text{基本報酬単位上乗せ率}] + [\text{加算に係る上乗せ率}]] \times \text{現行報酬単位数}$$